

検証・浦和電車区事件の真実 No.46

民主化闘争情報 [号外] 2008年9月1日 発行 日本鉄道労働組合連合会 (JR連合)

第46回 JR東日本は「当然の処分」と主張を貫徹

2007年8月30日、JR東日本は浦和電車区事件の被告6名(1名はすでに退職)を懲戒解雇した。会社は2001年の事件当時、JR東労組に職場を事実上支配されているような状態にあったが、本件の刑事事件化を契機に、JR東労組に毅然と対応するようになってきている。

会長・常務がJR東労組に毅然と発言

判決を控えた2007年6月3日、JR総連大会にJR東日本の富田常務(現・副社長)が出席し、「浦和事件について、会社は、事の真実については司法の場において明らかにされていくものと考えており、慎重にその推移を見守っていく立場である。職場秩序に関わることであり、『是々非々』の立場で対応する必要があると考えている」などと挨拶した。

また、判決目前の7月1日にはJR東労組大会に清野社長が出席し、「浦和電車区事件について、先ほど富田常務批判が出たが、会社としては事の真実について司法の場で明らかにされるので、その推移を見守っていくのは常務だろうと社長だろうと当然の立場だ。さらに言えば、社会人としての質を兼ね備えているのであれば、改めることがあるならば、謙虚に改める姿勢が必要ではないか」と発言し、JR東労組の姿勢を牽制した。

懲戒解雇撤回の運動にも厳しく対応

被告らの懲戒解雇に激しく反発するJR東労組は、会社への申し入れ、署名活動、抗議集会、裁判所への仮処分申請など、解雇撤回にむけて様々な取り組みを開始した。これに対してもJR東日本は、毅然とした姿勢を貫いている。10月22日に行われた団体交渉で、会社は処分事由などについて、「社会通念・過去事例に照らして妥当だということだ」「安全第一を求める企業で、刑法の条文に該当する行為が施設内で行われたということだ」「刑法犯は一審判決で(処分を)出すのは社会通念上妥当だと思っている」と回答している(東労組情報による)。

また11月15日には、各支社長名で、「社員の皆さんへ」と題する浦和電車区事件に関する見解を職場に掲示した。この中で会社は、懲戒解雇に至る経過と事由を明記したうえで、「これは、4年半に亘る裁判所の審理を経た判決を踏まえた、適切な判断であると考えています」と述べ、処分の正当性を社員に周知した。

さらに11月には、小倉常務(当時)が大宮支社内の職場での挨拶で浦和電車区事件に触れ、「会社として当然の処分を行ったと思います」「処分を出さなければ社会一般からみれば異常な会社だと言われてしまう。今、この処分に対する取り組みがあるようだが、社長に対して異を唱えるといった取り組みをする以上は覚悟してやってもらいたい」と述べた。JR東労組は、この発言が不当労働行為だとして、2008年6月5日、東京都労働委員会に救済申立を行った。

なお、被告6名がJR東日本に提起した懲戒解雇処分の無効を求める民事訴訟についても、会社は処分の正当性を主張し、一步も引かない姿勢を貫いている。(次号に続く)